

東かがわ市貨物運送事業者等特別支援金 事業概要

事業趣旨	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、原油価格・物価高騰等に直面する貨物運送事業者等の支援を主たる目的とし、原油価格高騰等による運行経費の増加が事業者にも更なる負担となっている影響を鑑み、支援金を交付することで、市民の生活を支える物流インフラ等の影響緩和に資するもの。</p>												
対象者	<p>市内に本社・支社若しくは営業所等を有する以下の①～④の事業者</p> <p>①貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営む者</p> <p>②貨物軽自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法に規定する貨物軽自動車運送事業を営む者</p> <p>③貸切バス事業者 道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業のうち貸切バス事業を営む者</p> <p>④自動車運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に規定する自動車運転代行業を営む者</p>												
支援要件	<p>令和4年10月1日以前から継続して上記①～④いずれかの事業者として事業を営んでいること。</p> <p>事業用車両として、国土交通大臣の許可、又は国土交通大臣への届出及び都道府県公安委員会が認定している車両であること。(対象車両)</p>												
対象車両 支援金額	<p>対象者が許可・届出等を受けた対象車両台数に応じた支援金額とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">①貨物自動車運送事業の用に供する車両</td> <td style="text-align: right;">車両1台あたり 50,000円</td> </tr> <tr> <td>②①のうち最大積載量4.5t未満の車両</td> <td style="text-align: right;">車両1台あたり 25,000円</td> </tr> <tr> <td>③貨物軽自動車運送事業の用に供する車両</td> <td style="text-align: right;">車両1台あたり 25,000円</td> </tr> <tr> <td>④自動車運転代行業の用に供する車両</td> <td style="text-align: right;">車両1台あたり 25,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤貸切バス事業の用に供する車両</td> <td style="text-align: right;">車両1台あたり 50,000円</td> </tr> <tr> <td>⑥⑤のうち小型車※</td> <td style="text-align: right;">車両1台あたり 25,000円</td> </tr> </table> <p>※車両長7m以下かつ旅客席数約29名以下</p>	①貨物自動車運送事業の用に供する車両	車両1台あたり 50,000円	②①のうち最大積載量4.5t未満の車両	車両1台あたり 25,000円	③貨物軽自動車運送事業の用に供する車両	車両1台あたり 25,000円	④自動車運転代行業の用に供する車両	車両1台あたり 25,000円	⑤貸切バス事業の用に供する車両	車両1台あたり 50,000円	⑥⑤のうち小型車※	車両1台あたり 25,000円
①貨物自動車運送事業の用に供する車両	車両1台あたり 50,000円												
②①のうち最大積載量4.5t未満の車両	車両1台あたり 25,000円												
③貨物軽自動車運送事業の用に供する車両	車両1台あたり 25,000円												
④自動車運転代行業の用に供する車両	車両1台あたり 25,000円												
⑤貸切バス事業の用に供する車両	車両1台あたり 50,000円												
⑥⑤のうち小型車※	車両1台あたり 25,000円												
申請期間	令和4年10月3日(月)～令和4年12月28日(水)(必着)												
申請方法	<p>【申請書提出先】 ※郵送(特定記録)若しくは持参してください。</p> <p>〒769-2792 東かがわ市湊1847番地1 東かがわ市役所 総務部地域創生課 宛て</p>												
お問合せ先	<p>東かがわ市総務部地域創生課 しごと・にぎわいづくりグループ TEL 0879-26-1276</p>												